

# 「なくそう死亡災害！運動ちば2017」実施要綱

## 1 趣旨

本年に入り、1月に死亡労働災害が8件発生し、8人の尊い命が失われた。これは、1月としては今世紀\*1に入って最悪のペース\*2であり、現在においてもなお11人と高水準で推移している。

本年は、死亡労働災害を平成24年比で15%以上減少\*3させることを目標とした第12次労働災害防止計画の最終年であるが、現状のままでは、目標達成が極めて困難と言わざるを得ない。

もとより死亡労働災害はあってはならないものであり、千葉労働局は、この事態を打開するため、平成29年3月1日から平成30年1月15日までの間「なくそう死亡災害！運動ちば2017」を展開し、以下の取組を実施して死亡労働災害の防止を期する。

\*1 平成13年以降    \*2 平成14年には7件発生8人死亡。なお、この年は年間70人死亡    \*3 30人以下

## 2 期間

平成29年3月1日から平成30年1月15日

重点取組期間

- (1) 平成29年3月1日から4月30日…千葉労働局年度末年度始労働災害防止活動強化期間\*4
- (2) 平成29年6月1日から7月7日…全国安全週間（準備期間を含む。）
- (3) 平成29年9月1日から10月7日…全国労働衛生週間（準備期間を含む。）
- (4) 平成29年12月1日から平成30年1月15日…年末年始無災害運動（準備期間を含む。）

\*4 年初から死亡災害が多発している状況を鑑み、千葉労働局として独自に設けるものであり、年度末、年度初めにおいては、休業災害を含め多発傾向にあることから3月1日から4月30日と期間を設けたものである。

## 3 主唱者

千葉労働局

管下各労働基準監督署

千葉県労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会千葉県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部

林業・木材製造業労働災害防止協会千葉支部

日本ボイラ協会千葉支部

日本クレーン協会千葉支部

ボイラ・クレーン安全協会千葉事務所

建設荷役車両安全技術協会千葉県支部

千葉産業保健総合支援センター

## 4 協賛者

千葉県医師会

千葉県社会保険労務士会

労働安全衛生コンサルタント会千葉支部

労務安全衛生研究会

市原臨海地区災害防止対策協議会  
八幡地区災害防止対策協議会  
袖ヶ浦地区労働災害防止対策協議会  
千葉県ゴルフ場労働安全衛生協議会  
千葉県衛生管理者協議会  
千葉県産業保健機関協議会

## 5 実施者

各事業場

## 6 主唱者・協賛者の実施事項

期間中に次の事項を実施する。

- (1) 千葉労働局 HP 特設サイトの設置、運営
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報
- (3) 災害多発事業場に対する集中監督の実施
- (4) 災害発生事業場に対する調査、指導の徹底
- (5) 経営者団体、業界団体に対する周知及び実施への働きかけの要請
- (6) 関係行政機関、地方公共団体、労働組合等に対し、支援協力の依頼
- (7) 安全衛生広報資料等の作成、配布
- (8) 安全パトロールの実施
- (9) 各団体が行う安全衛生行事（全国安全週間、全国労働衛生週間等）への協力
- (10) 安全講習会等の実施
- (11) 事業場が行う実施事項について指導援助
- (12) 会員事業場への周知啓発
- (13) 労働災害防止に資する研修会等の開催、教育支援
- (14) 労働災害防止に資する周知啓発資料等の提供
- (15) その他労働災害を防止するための活動

## 7 実施者の実施事項

- (1) 継続的に実施する事項
  - ① 全般的実施事項
    - ア 経営トップによる死亡災害防止の所信表明
    - イ 安全衛生管理体制の確立
    - ウ 職業生活全般を通じた各段階での安全衛生教育の徹底
    - エ 作業者の安全衛生意識の高揚
    - オ 自主的な安全衛生活動の促進
    - カ 安全衛生作業マニュアルの整備及び定期的な見直し
    - キ リスクアセスメントの普及促進
    - ク 取引先等関係事業者に対する呼びかけ
  - ② 個別的实施事項
    - ア 墜落・転落災害防止対策
    - イ 機械災害防止対策

- ウ 建設用機械等災害防止対策
- エ クレーン等災害防止対策
- オ 爆発火災災害防止対策
- カ 交通労働災害防止対策
- キ 有機溶剤等急性中毒災害防止対策
- ク 熱中症予防対策
- ケ 酸素欠乏症等の防止対策

- (2) 千葉労働局年度末年度始労働災害防止活動強化期間に実施する事項
  - ① 経営トップによる災害防止への所信表明及び災害防止パトロール等の実施
  - ② 死亡災害が多発していることの周知及び労働災害防止対策の徹底
  - ③ 年間（年度）安全衛生管理計画の策定と周知
  - ④ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑤ 取引先等関係事業者に対する呼びかけ
  - ⑥ その他、継続的に実施する事項の積極的な展開
  
- (3) 全国安全週間に実施する事項  
平成 29 年度全国安全週間実施要綱による。
  
- (4) 全国労働衛生週間に実施する事項  
平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱による。
  
- (5) 年末年始無災害運動に実施する事項  
平成 29 年度年末年始無災害運動実施要綱による。